

TC - web Σ「iプラン」・「NEOステーションプラン」規約

第1条（入会資格）

1. TC - web Σ iプラン（以下「iプラン」といいます）、TC - web Σ NEOステーションプラン（以下「NEOステーションプラン」といいます）の会員となりうるものは下記の条件を全て満たし、かつ、TUCが入会を認めたものとします。
 - （1）TUCが運営するTAAの会員（正会員）であること。
 - （2）TUCが定めた必要書類を提出すること。
 - （3）Webサイトへの接続環境を有し、電子メールアドレスを保有し受信することができる環境を保有していること。
 - （4）本規約、TC - web Σ利用規約及びTAA、CAAまたは提携会場が定める中古車オークションに関する規約を遵守すること。
 - （5）TUCが定めた入会金を納めること。
 - （6）暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等、国際犯罪組織、国際テロリスト及びその他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という）でないこと。
 - （7）反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有しないこと。
 - （8）反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有しないこと。
 - （9）自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有しないこと。
 - （10）反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有しないこと。
 - （11）役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと。
 - （12）「iプラン」に登録する場合は、株式会社アイオーク（以下「アイオーク」といいます）が承認した者であること。
 - （13）「NEOステーションプラン」に登録する場合は、株式会社オークネット（以下「オークネット」といいます）が承認した者であること。またライブオークションに参加する場合は、オークネットが提携する各現車オートオークション会場の承認が得られた者であること。
2. 会員は、入会後も、自らが反社会的勢力でなく、上記6号ないし11号に該当することを誓約するものとします。
3. 前項に定めるほか、当社が別途入会条件を定めた場合は、その条件を満たす必要があるものとします。

第2条（登録内容の変更に関する届出）

1. 会員は所在地・住所、商号、代表者、電話番号、電子メールアドレス、その他契約元への届出事項に変更が生じた場合、変更が生じた日から14日以内に当社が定める方式に従って変更内容を届出なければならないものとします。届出がない場合、当社は当該会員に取引制限を付すことがあります。
また「iプラン」の会員はアイオークに、「NEOステーションプラン」の会員はオークネットに、それぞれ書面で登録情報の変更申請を行わなければならないものとします。
2. 前項の届出が遅れたことにより生じた損害については会員が負担するものとします。

第3条（アイオークリアル接続会場へのセリ参加）

1. 「iプラン」の会員はアイオークリアル準参加基本契約書を提出し、アイオークによる承認をもって契約が締結されることによりアイオークリアル接続会場へ参加することができます。
2. セリ参加方法はアイオークによるリアル応札代行落札方式とし、落札以降の全ての取引はアイオークがそれを代行します。

第4条（オークネットテレビオークション及びライブオークションのセリ参加）

1. 「NEOステーションプラン」の会員はオークネット準参加申込書兼オークネット準参加基本契約書を提出し、オークネットによる承認をもって契約が締結されることによりオークネットテレビオークションへ参加することができます。
2. 「NEOステーションプラン」の会員はオークネット準参加申込書兼オークネット準参加基本契約書を提出し、オークネットが提携する各現車オートオークション会場からの参加承認をもって契約が締結されることにより当該会場へライブオークション参加をすることができます。但し、一部の会場へのライブオークション参加には別途申込手続きが必要となります。

第5条（登録期間）

「iプラン」及び「NEOステーションプラン」の登録期間は別表1に定めるとおりとします。

第6条（契約の更新及び中途解約）

1. 各登録期間満了の1ヶ月前までに当事者双方のいずれからも書面による特段の意思表示がない場合には、別表1の通り自動的に更新されるものとします。
2. 前項にかかわらず、Σは1ヶ月前までに書面で予告することにより本契約を任意に中

途解約することができます。

第7条（任意退会）

「iプラン」及び「NEOステーションプラン」会員が退会を希望する場合、当社に対し1ヶ月前までに書面により予告しなければならないものとし、当社がこの書面を受理した時点ではじめて本契約が解除されるものとし、但し、初回登録期間内に本契約を解除した場合、別表1に定める退会精算金を支払うこととし、会員が契約元に対してその他債務を負担している場合、本契約を解除することにより債務を免れることはできません。なお、既に支払済みの料金は返戻されません。

第8条（その他）

本規約に定める以外の事項については、TC-webΣ利用規約を適用します。

第9条（施行）

平成26年8月15日より施行。

平成30年7月1日より改定、施行。

令和2年1月1日より改定、施行。

令和5年1月1日より改定、施行。

<別表1>

プラン名	登録期間	退会精算金
TC-webΣ iプラン	1年	退会手続き完了翌月より 残有効期間月数×8000円×50%+税
TC-webΣ NEOステーションプラン	初回 3年 初回満了以降 1年	退会手続き完了翌月より 残有効期間月数×30000円×50%+税